

(別冊)

令和 8 年度和歌山県一般会計補正予算

和 歌 山 県

目 次

令和 8 年度和歌山県一般会計補正予算	1
---------------------------	---

令和 8 年度和歌山県一般会計補正予算

令和 8 年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,678,826 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 665,744,970 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為の補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 197,056,205	千円 452,948	千円 197,509,153
	1 地方交付税	197,056,205	452,948	197,509,153
7 分担金及び負担金		865,397	2,000	867,397
	2 負担金	852,244	2,000	854,244
9 国庫支出金		86,395,636	9,005,826	95,401,462
	1 国庫負担金	37,506,334	663,900	38,170,234
	2 国庫補助金	48,133,797	8,341,851	56,475,648
	3 委託金	755,505	75	755,580
12 繰入金		33,353,380	817,752	34,171,132
	2 基金繰入金	33,012,917	817,752	33,830,669
14 諸収入		93,490,132	3,500	93,493,632
	6 雑収入	4,157,433	3,500	4,160,933
15 県債		52,444,300	2,396,800	54,841,100
	1 県債	52,444,300	2,396,800	54,841,100
歳入合計		653,066,144	12,678,826	665,744,970

(歳 出)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 1,251,220	千円 20,249	千円 1,271,469
	1 議 会 費	1,251,220	20,249	1,271,469
2 総 務 費		42,319,927	5,849	42,325,776
	1 総 務 管 理 費	24,154,049	427	24,154,476
	9 監 査 委 員 費	172,529	279	172,808
	11 自 然 保 護 費	157,020	5,143	162,163
6 農 林 水 産 業 費		23,805,448	552,253	24,357,701
	5 水 産 業 費	2,934,433	552,253	3,486,686
8 土 木 費		71,160,949	4,816,818	75,977,767
	2 道 路 橋 り よ う 費	37,124,507	2,861,140	39,985,647
	3 河 川 海 岸 費	16,170,501	471,500	16,642,001
	4 港 湾 費	6,906,719	1,413,968	8,320,687
	5 都 市 計 画 費	5,079,583	70,210	5,149,793
10 教 育 費		130,007,762	7,283,657	137,291,419
	1 教 育 総 務 費	19,665,466	6,445,726	26,111,192
	4 高 等 学 校 費	23,387,958	577,812	23,965,770
	6 社 会 教 育 費	3,961,814	23,997	3,985,811
	7 保 健 体 育 費	4,573,639	236,122	4,809,761
歳 出 合 計		653,066,144	12,678,826	665,744,970

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費			千円 210,000
	3 河川海岸費		210,000
		河川整備	210,000
合 計			210,000

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和8年度共通基盤整備及び運用保守業務	自 令和8年度 至 令和14年度 (7年)	千円 1,196,672
2 令和8年度行政事務用パソコン貸借	自 令和8年度 至 令和14年度 (7年)	2,158,332
3 令和8年度個人番号利用事務系及びL G W A N接続系プラットフォーム構築・運用管理	自 令和8年度 至 令和14年度 (7年)	1,828,123
4 令和8年度和歌山県民文化会館指定管理者の指定に係る協定	自 令和8年度 至 令和9年度 (2年)	142,907
5 令和8年度高等支援学校の設置(実施設計)	自 令和8年度 至 令和9年度 (2年)	41,699
6 令和8年度和歌山工業高等学校教育改革促進拠点整備(施設整備)	令和9年度 (1年)	8,957
7 令和8年度和歌山工業高等学校教育改革促進拠点整備(高速ネットワーク基盤整備)	自 令和8年度 至 令和9年度 (2年)	50,000
8 令和8年度和歌山工業高等学校教育改革促進拠点整備(遠隔配信機材整備)	自 令和8年度 至 令和9年度 (2年)	252,000
9 令和8年度和歌山工業高等学校教育改革促進拠点整備(実習用備品整備)	自 令和8年度 至 令和9年度 (2年)	612,350
10 令和8年度新宮高等学校教育改革促進拠点整備(遠隔配信機材整備)	自 令和8年度 至 令和9年度 (2年)	268,800
11 令和8年度貴志川高等学校教育改革促進拠点整備(高速ネットワーク基盤整備)	自 令和8年度 至 令和9年度 (2年)	20,000
12 令和8年度貴志川高等学校教育改革促進拠点整備(遠隔配信機材整備)	自 令和8年度 至 令和9年度 (2年)	218,400

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 令和8年度県道井関御坊線道路改良	令和9年度(1年)	50,000 ^{千円}	令和9年度(1年)	150,000 ^{千円}
2 令和8年度熊野白浜リゾート空港化学消防車購入	自 令和8年度 (2年) 至 令和9年度	344,771	自 令和8年度 (3年) 至 令和10年度	344,771

第4表 地方債の補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
空 港 整 備	千円 9,900	(1) 借 入 先 政府、銀行又はその他 (2) 借入時期 令和8年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3) 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	% 5.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。

2 変 更					
起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
公 共 港 湾 事 業	千円 1,643,100	千円 2,318,100	(1) 借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2) 借入時期 令和8年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行（ 他の地方公共 団体との共同 発行を含む。）	% 5.0以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率）	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 海 岸 事 業	782,000	846,400	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 災 害 関 連 事 業	4,199,000	4,231,700			
公 共 治 水 事 業	2,173,700	2,272,700			
公 共 水 産 基 盤 事 業	514,000	741,600			
公 共 都 市 計 画 事 業	749,200	782,100			
公 共 道 路 事 業	12,997,200	14,092,700			
公 共 空 港 事 業	831,000	870,600			

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
緊急自然災害防止 対策事業	千円 3,322,100	千円 3,339,600	(1) 借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2) 借入時期 令和8年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行（ 他の地方公共 団体との共同 発行を含む。）	% 5.0以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率）	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
緊急浚渫推進事業	1,000,000	1,102,700	同上	同上	同上

和歌山県報

令和八年十月十三日

号外

別冊